

令和2年5月7日

銚田市立小中学校保護者 殿

銚田市教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業中の分散登校について

保護者の皆様におかれましては、4月13日からの臨時休業に係る児童生徒の自宅待機につきまして御理解と御協力をいただきありがとうございます。

本市では令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業の再延長について」で、全国及び茨城県の感染者数の増加や県内の状況を鑑み、県立学校と同様に5月31日(日)まで臨時休業を再延長することとしました。

しかしながら、休業が長期化していることにより学習の遅れや生活リズムの乱れが心配されるため、児童生徒の学習・生活の様子を定期的かつ確実に把握する必要性が高まっております。

つきましては、各小中学校において可能な限り感染症対策を行った上で、下記により分散登校を実施いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、登校しない場合も欠席扱いとはならないことを申し添えます。

記

1 分散登校の実施時期について

- 5月11日の週

詳しい日程につきましては、各学校から連絡されます。

2 登校について

- 登校予定日の朝検温し、発熱等の症状がある場合は登校自粛をお願いします。その場合、学校への連絡をお願いします。
- 臨時休業中の登校日であるため、登校しなくても差し支えありません。その場合欠席とはなりません。

3 登校日の実施内容

- 臨時休業中に学習したものを回収します。学習したものについては、添削し後日返却します。
- 臨時休業中の学習計画表を作成します。
- 臨時休業中に取り組む新たな課題(プリント等)を配付します。
(登校しなかった場合、新たな課題については家庭訪問等により配付します。)

4 その他

- 保護者の皆様には、急な御対応をお願いいたします。児童生徒の自宅待機について不安や困難がある場合には、各学校に御相談をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症に係る茨城県内や銚田市内の状況を踏まえて、5月中に再度の分散登校を検討する予定です。
- 4月13日からの臨時休業期間の学習時間の保障として、夏季休業中における授業実施を検討しております。